

# 契約約款 第13条第2項（工事材料の検査）の 運用について

〔別表〕

## 検査を必要とする工事材料について

受注者は、その責任において、材料搬入毎に自主的に材料の確認を行い、茨城県土木部・企業局工事共通仕様書及び施工管理基準により工事材料の品質の保持並びに品質管理に努めるほか、下記材料については監督員の検査に合格したもの又は確認したものを使用しなければならない。

### 1 土木材料

No.	品 目	備 考
1	鉄筋コンクリート用棒鋼	施工前に公的機関の試験結果により確認。但し、簡易な構造物又は1サイズ5 t未満の工事についてはメーカーの品質証明書による確認でよい。
2	PC桁（プレテンション）	製作時工場検査（中間検査時に対応する）但し、簡易なもの、小規模なものは搬入時検査でよい。
3	鋼橋（工場製作桁）	製作時工場検査（中間検査時に対応する）H形鋼橋梁については対象としない。
4	捨石	搬入時検査（石質、比重等の確認、見本確認等）。必要により原石山検査を行う。
5	蛇籠、布団籠	搬入時検査
6	薬液注入材	搬入時検査（薬液注入工事に係る施工管理等について・H2.9.18建設大臣官房技術調査室長通達を参照）
7	アスファルト合材	「材料使用届」を確認
8	レディミクストコンクリート	〃
9	砕石類、スラグ類	〃
10	鋼矢板	搬入時検査
11	鋼管板	搬入時検査
12	PC杭、PHC杭、RC杭	搬入時検査
13	PCウェル	搬入時検査
14	ボックスカルバート	搬入時検査
15	L型擁壁	搬入時検査
16	下水道用推進管	搬入時検査
17	セグメント	特記仕様書による。
18	防舷材、防砂板	搬入時検査
19	樹木類（高木）	特記仕様書による。
20	特記仕様書に定めるもの	方法は特記仕様書又は監督員と協議して定める。
21	現場発生品	方法は特記仕様書又は監督員と協議して定める。
22	その他、「材料使用届」に記載された工事材料	搬入時検査

注 1. 特に重要な構造物、特殊な製品についてはこの限りでない。

2. 搬入時検査とは、適宜現場において、設計図書と搬入材料の規格等を照合し、あわせて工場品質管理資料又は品質証明書、寸法等を確認することをいう。

2 建築材料

別途建築関係共通仕様書による。

3 機械材料

別途機械関係共通仕様書による。

4 電気設備材料

別途電気設備関係共通仕様書による。

5 水道設備材料

No	品 目	備 考
1	ダクタイトル 鋳鉄管及び付属品	搬入時検査(水協検査証明書)
2	鋼管	〃
3	伸縮管・可撓管	〃
4	仕切弁	〃
5	空気弁	〃
6	逆止弁	〃
7	VP(JWWA)	〃
8	板フランジ	〃
9	管フランジ	〃
10	特殊押輪	〃
11	VP(JIS)	「材料使用届」を確認
12	RC管	〃
13	人孔鉄蓋	〃
14	弁筐	〃
15	PC管	〃
16	水道標示杭	〃
17	ジョイントコート	〃
18	エポキシ	〃
19	タールエポキシ	〃
20	ビニロンクロス	〃
21	ブローンアスファルト	〃
22	溶接棒	〃
23	アスファルトプライマー	〃
24	特記仕様書に定めるもの	方法等は特記仕様書又は監督員と協議して定める。
25	その他、「材料使用届」に記載された工事材料	搬入時検査